



受診にあたってのお願い

お手元に送付物一式をご用意の上、ご一読ください

- ◇ 第一種組合員・医師の配偶者の方 ... 2 ページ
- ◇ 第二種組合員の方 ... 2 ページ
- ◇ 第三種組合員の方 ... 3 ページ
- ◇ 医師の配偶者以外のご家族、第二種組合員のご家族 ... 3 ページ
↳ いずれも 40 歳以上が対象です
- ◇ 全対象者共通（受診結果の取扱） ... 3 ページ
- ◇ 健診機関様へ（コース併用の請求方法） ... 4 ページ

一般健診票（第二種組合員の方は健診票）をお持ちの方は
個人情報保護の観点から、同票の「同意欄」に✓マークをお願いします。



当組合の健診は、特定健診項目の受診が必須です

特定健診は高齢者医療確保法に基づき保険者の義務となっている健診です。メタボリックシンドロームに着目した健康診断で、生活習慣病のリスクを早期に発見し、重症化を防ぐことを目的としています。

法定の対象者は 40～74 歳ですが、当組合では若いうちから健康意識を高めていただくため 40 歳未満の組合員本人についても相当項目を受診必須としています。

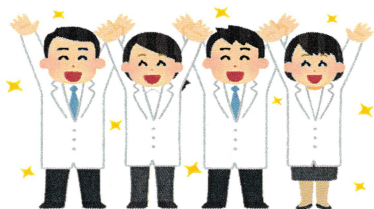


- ・ 特定健診は特定健康診査実施機関のみで受診可能です。

右記 QR コードよりご確認ください。掲載機関以外では受診できません。40 歳未満の方は掲載機関のほか、県内機関で受診可能です。



- ・ 一般健診は特定健康診査実施機関を含め、県内健診機関で受診できますが、受診前に医師国保の健診が可能かご希望の健診機関へご確認ください。特定健診と他健診の機関が異なっても差支えありません。
- ・ 当組合からの助成額超過分は受診者においてお支払いください。



◇ 第一種組合員 ・ 医師の配偶者の方 ◇

受診方法を A コース、B コース、コース併用から選択し、「マイナ保険証又は資格確認証」、「一般健診票のほか、送付書類一式」を持参し受診してください。県外受診をご希望の場合は、受診前に当組合へご連絡ください。

- ・ **特定健診(*)項目の受診を必須**としており、漏れがあった場合は一般健診分も含め助成ができません。そのため、特定健診はできるだけ一般健診の前に受診されるようお願いいたします。

*40 歳未満の方は特定健診対象外ですが、当組合では特定健診項目の受診を必須としております。

この場合、特定健診項目は、特定健診実施健診機関以外でも受診可能です。

受診方法		健診項目	当組合からの助成
A コース	1機関 又は複数の健診機関	特定健診(*) + 一般健診 〔一般健診票2枚から選択〕	一般健診票2枚各助成額
	複数の健診機関で受診の場合は、当該機関から一般健診票に結果及び請求金額・口座名等を記入(押印)してもらった上で、次の健診機関に一般健診票を提出してください。複数機関で受診の場合、できる限り短期間内での受診をお願いします。一般健診票は当組合への請求書も兼ねており、遅くなりますと初回の健診機関様への支払も遅くなります。		
B コース	特定健康診査実施機関1機関でのドック方式	特定健診(*) + 一般健診 〔健診機関と受診者で相談〕	上限額 45,000 円
併用	先行して A コースを受診し、その後に B コース受診	A コース 〔一般健診票2枚から選択〕 + B コース 〔ドック 特定健診(*)項目含む〕	上限額 45,000 円 A コースへ助成を優先



◇ 第二種組合員(従業員)の方 ◇

*レイアウト変更等しておりますが、受診方法は変更ありません。

「マイナ保険証又は資格確認証」、「健診票のほか、送付書類一式」を持参し受診してください。

- ・ **特定健診(*)項目の受診を必須**としており、漏れがあった場合は全ての助成ができません。

*40 歳未満の方は特定健診対象外ですが、当組合では特定健診項目の受診を必須としております。

この場合、特定健診項目は、特定健診実施健診機関以外でも受診可能です。

◇ 第三種組合員の方 ◇



受診方法を A コース、B コース、コース併用から選択し、「一般健診票のほか、送付書類一式」を持参し受診してください。県外受診をご希望の場合は、受診前に当組合へご連絡ください。

- ・ 一般健診のみ対象です。

受診方法	健診項目	当組合からの助成	
A コース	1機関 又は 複数の健診機関	一般健診票2枚から選択	一般健診票2枚各助成額
	複数の健診機関で受診の場合は、当該機関から一般健診票に結果及び請求金額・口座名等を記入(押印)してもらった上で、次の健診機関に一般健診票を提出してください。複数機関で受診の場合、できる限り短期間内での受診をお願いします。一般健診票は当組合への請求書も兼ねており、遅くなりますと初回の健診機関様への支払も遅くなります。		
B コース	1機関でのドック方式	健診機関と受診者で相談	上限額 45,000 円
併用	先行して A コースを受診し、その後に B コース受診	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-right: 10px;"> A コース 一般健診票2枚 から選択 </div> + <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-left: 10px;"> B コース ドック </div> </div>	上限額 45,000 円 A コースへ助成を優先



◇ 医師の配偶者以外のご家族、第二種組合員のご家族（40 歳以上の方） ◇

「マイナ保険証又は資格確認証」、「特定健診受診券のほか、送付書類一式」を持参し受診してください。

- ・ 特定健診のみ対象です。自己負担はありません。
- ・ 一般健診は対象外となります。

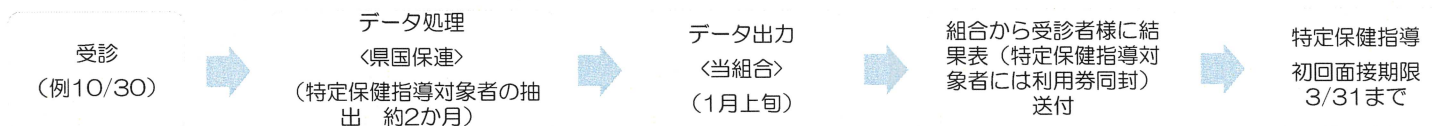
◇ 全対象者共通 [受診結果の扱い] ◇



- ・ 一般健診の結果は、健診機関から受診者へコピー等でのお知らせをお願いしております。
- ・ 特定健診の結果は、当組合から受診後2～3か月後にお知らせいたします。

早急に結果をお知りになりたい方は、健診機関とご相談ください。

特定健診結果がお手元に届くまでの流れ



特定保健指導を利用する場合、初回面接を年度内に受けていただく必要がありますので、特定健診の早めの受診をお願いいたします。

健診機関様へ コース併用請求のご案内

コース併用は、Aコースを受診後に、Bコースを受診するものです。下記の通りの請求となります。

第一種組合員・配偶者（40歳以上 特定健診対象）

	Aコース実施機関様	Bコース実施機関様	
健診内容	一般健診票2券より選択	ドック健診(特定健診含む)	
請求方法	一般健診票2券に結果を記入、4券の請求書欄に記入押印の上、一般健診票を受診者に返却してください (Bコース実施機関より当組合へ請求されます)	一般健診票3券に結果(写)を貼付し、4券の請求書欄に記入押印の上、当組合に郵送にて請求してください。 <u>特定健診部分は電子データ化の上、県国保連へ請求(注)してください。</u>	
当組合からの助成	一般健診票2券各助成額	ドック健診分	上限額 45,000 円(特定健診費用分を除く)から A コースの検査費用を差し引いた額
		特定健診分	9,311 円(国保連を通じて助成)

注 特定健診詳細項目を実施した場合は、基本・追加項目分(9,311円)と併せて県国保連へ請求願います。

第一種組合員・配偶者（40歳未満 特定健診対象外）

	Aコース実施機関様	Bコース実施機関様	
健診内容	一般健診票2券より選択	ドック健診(特定健診含む)	
請求方法	一般健診票2券に結果を記入、4券の請求書欄に記入押印の上、一般健診票を受診者に返却してください (Bコース実施機関より当組合へ請求されます)	質問票へ記入押印、一般健診票3券に結果(写)を貼付し、4券の請求書欄に記入押印の上、当組合に郵送にて請求してください。	
当組合からの助成	一般健診票2券各助成額	ドック健診分	上限額 45,000 円(特定健診相当費用分を除く)から A コース検査費用を差し引いた額
		特定健診相当分	8,541 円

第三種組合員（75歳以上 特定健診対象外）

	Aコース実施機関様	Bコース実施機関様
健診内容	一般健診票2券より選択	ドック健診
請求方法	一般健診票2券に結果を記入、4券の請求書欄に記入押印の上、一般健診票を受診者に返却してください (Bコース実施機関より当組合へ請求されます)	一般健診票3券に結果(写)を貼付し、4券の請求書欄に記入押印の上、当組合に郵送にて請求してください。
当組合からの助成	一般健診票2券各助成額	上限額 45,000 円から A コース検査費用を差し引いた額